

出 産 育 児 一 時 金

日本国外で出産した場合には、申請について次の書類を提出して下さい。

A) 母（褥婦）の書類：

1. 在留カード
2. マイナンバーカード
3. 国民健康保険証（出産時に有効であるもの）
4. 旅券【航空券、航海券又は渡航の旅程(予定表)】
(母自らが市役所に出頭し、**ア**) 日本からの出国、**イ**) 本国へ入国・本国からの出国 及び **ウ**) 日本へ再入国 日の確証をしなければならない。
5. 領収書（明細に記されたもの）：出産医療費のもの【記載事項：**ア**) 母（褥婦）：姓名 **イ**) 計費用 **ウ**) 病院：名、住所、電話番号、印鑑及び発行日】
6. 母子健康手帳（日本の区市町村自治体が発行したもの）又は 妊娠届出書
7. 同意書：本国の医療機関に対して出産に関する照会をするため

B) 子（赤ちゃん、新生児）の書類：

1. 出生証明書（又は死産証明書）本国の自治体が発行したもの
(記載事項：**ア**) 子(赤ちゃん、新生児)：姓名、性別及び生年月日 **イ**) 母 及び **ウ**) 父：姓名 **ウ**) 病院：名 および住所 **エ**) 担当医師：姓名及び署名)
2. 足利市に住民登録がない場合には：本国の住民登録証明書（本国の自治体が発行したもの）

C) 世帯主の書類：

1. 在留カード
2. マイナンバーカード
3. はんこ（個人のもの）[インクなし（乾いたはんこ）で、朱肉に付けて捺印するもの]
4. 預金通帳（世帯主名義のもの）

A) 5 及び B) 1 & 2 の書類には日本語訳を添付しなければならない（翻訳者が、署名、姓名、住所、電話番号及び印鑑を自己印したもの）

- ※ 申請の確認のため、追加資料が請求される場合があります
- ※ 記入漏れや資料に不備な点がある場合にはこの一時金を受け取ることはできない。上記のすべての必要書類を提出してください
- ※ 審査にはかなりの時間がかかります
- ※ 申請期限：2年